

「精神障害者雇用  
促進キャンペーン」  
～警察庁より～

本年4月から精神障害者の雇用が義務化され、民間企業における障害者の法定雇用率が2.2%（現行2%）に引き上げられることを踏まえ、平成30年2月～3月までの2か月間、「精神障害者雇用促進キャンペーン」が実施されています。障害者雇用の意義や制度・支援策等をご理解のうえ、本取組へのご協力をお願い致します。

平成30年4月1日から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

■法定雇用率が以下のように変わります

民間企業／現行2.0% ⇒ 4月1日以降2.2% 国、地方公共団体等／現行2.3% ⇒ 4月1日以降2.5%  
都道府県等の教育委員会／現行2.2% ⇒ 4月1日以降2.4%

■精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を推進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短期時間労働者に関する算定方法を以下のように見直します。

障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方  
または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方  
かつ、

平成35年3月31日までに、雇入れられ、  
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

■各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合せください

雇用率算定方法

（対象者1人につき）0.5 → 1

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

- ♥️ ゴールデンウィークとか夏休み中だからといって、通常の時より貸出メダルの枚数を減らすのはやめてほしい。（熊本・27歳・♀）
- ♥️ イベントでスロット3第しかないのに設置1～6まで入っているという告知がかみ合わない。適当感MAX。もっとよく練ったイベントを企画して実施してほしい。（熊本・25歳・♂）
- ♥️ 店員のみなさんがいつも笑顔でとても声をかけやすいので、ゲームをやっている時、とても楽しいです。接客が良いので気持ち良く遊ばせていただけて感謝しています。（熊本・15歳・♀）

- ♥️ 空調がイマイチ。（熊本・28歳・♂）
- ♥️ 分煙タイムを設けている点は良い。（熊本・28歳・♀）
- ♥️ 音楽ゲームで、他の台との間をもう少しあけてほしいです。（千葉・19歳・♂）
- ♥️ 店員さんが皆様笑顔で素晴らしいです。ありがとうございます。（埼玉・21歳・♂）
- ♥️ マナーの悪いお客に注意してほしい。客を疑ってはいけない。イベント的にメダル貸出を安くしてほしい。（千葉・29歳・♂）

ユーザーの声



ゲームセンターにおける景品の取り扱い

「景品提供を行う遊技機」における景品の取り扱いに関する綱領（平成2年12月20日）に基づき、「ゲームセンター等における景品の取り扱い要領」を次のように定める。

1. 目的

本要領は、ゲームセンター等における景品提供を適正に実施することにより善良の風俗の保持と少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止し、及び公正な競争秩序を確保することを目的とする。

2. 景品の価額

- (1) 景品1個の価額は、市販価額で800円を超えてはならない。
- (2) 景品価額は、一般市場における市販価額とする。  
注）違反価額は、仕入方法が輸入、大量購入、製造者からの直接仕入れなどの如何を問わず、一般小売店において販売されている同一商品または類似商品との比較によって判断される価額である。

3. 景品の種類

提供する景品は、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らして適合すると認められる物に限る。  
次に掲げる物品は、設備または提供してはならない。

- ①タバコ及び喫煙器具類
- ②酒類
- ③医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を有する有機溶剤を含む物品類
- ④性的好奇心をそそる図書、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク・レーザーディスク・CD-ROM・DVD等の記録メディア類
- ⑤性的な行為の用に供する物品類及び性器を模した物品類
- ⑥ショーツ・ブラジャー等の下着類

- ⑦金券類及び類似品（テレホンカードなど）類
- ⑧食品衛生法に抵触する材料を使用した物品類
- ⑨偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他社の知的財産権を侵害している物品類
- ⑩心身に危害を与える恐れのある物品類（レーザーポインター、刃物類等）
- ⑪動物愛護の精神に反する生物

4. 景品提供の方法

- (1) 1回の遊技結果に提供する景品の個数は、1個とする。
- (2) 景品は、予め表示されている景品と同一の景品でなければならない。
- (3) 景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- (4) カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- (5) 提供した景品をもってほかの景品と交換してはならない。
- (6) 景品を手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本要領の定めるところにより景品の取り扱いを行わなければならない。
- (7) 風営適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. この取り扱い要領は平成22年1月1日から適用する。